

報道関係者各位

令和5年8月29日

新生児聴覚検査費用の一部助成を始めます

令和5年9月1日より、出生後2～3日頃に実施する新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成を開始します。生まれてくる赤ちゃんの1,000人のうち1～2人は、生まれつき耳のきこえに問題があると言われています。きこえの問題は、早期に発見し適切な対応や支援を受けることで、ことばの発達を促すことができますが、赤ちゃんの様子だけで判断することが難しいため、発見が遅れる可能性があります。きこえの問題を早期に発見し、適切な対応や支援が受けられるよう必ず新生児聴覚検査を受検してください。

- 1. 対象者** 令和5年9月1日(金)以降に出生した新生児
受診券は、母子健康手帳交付時に交付
※すでに母子健康手帳を交付済みの方は8月中旬に発送済み
- 2. 助成内容** 新生児一人につき、初回検査の自動 ABR・ABR または OAE のいずれか1回分
- 3. 助成上限額** 自動 ABR・ABR 4,020円、OAE 1,500円
- 4. 受検方法** 「舞鶴市新生児聴覚検査同意書兼受診券」を、出産時の入院の際に医療機関に提出し、出生後に検査を受ける。

※里帰り等で京都府外の医療機関等で受検される場合は、いったん検査費用は自己負担となり、後日手続きにより助成上限額まで償還払いを行う。
- 5. 支援が必要な聴覚障害児の支援**
精密検査実施医療機関から報告を受け、新生児訪問、電話相談、乳幼児健康診査等で継続的に支援する。

